

青森県内市町村統合型校務支援システム選定 企画提案競技実施要領

1 趣旨

青森県内市町村統合型校務支援システム選定について、教職員の事務作業の軽減や校務の効率化を図るとともに、教職員が児童生徒と向き合える時間を確保し、細部に行き届いた教育活動の充実に資することを目的として、青森県内市町村（小・中学校）において統一した統合型校務支援システムを選定するものである。

2 名称

青森県内市町村統合型校務支援システム選定

3 内容

別添「青森県内市町村統合型校務支援システム選定仕様書案」のとおり。

なお、最終仕様書等は、本企画提案競技の最優秀提案者との協議により決定する。

4 本企画提案競技に関する事務を担当する部署の名称、所在地等

(1) 名称・所在地

(名 称) 青森県G I G Aスクール推進協議会

(担 当) 青森県教育庁学校教育課学校デジタル化推進チーム（以下「学校デジタル化推進チーム」という。）

(所在地) 〒030-8540

青森県青森市長島1丁目1-1（県庁舎南棟5階）

(2) 電話番号等

(電 話) 017-734-9122

(E-mail) gakkyo_dx@pref.aomori.lg.jp

5 参加資格

参加資格を有する者は、参加申込みの日から受注者が決定する日まで次の要件を全て満たしている者とする。

- (1) 日本国内に事業所を有する民間企業、NPO法人、一般社団・財団法人、公益社団・財団法人であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定により、青森県における一般競争入札に参加できない者でないこと。
- (3) 青森県発注の契約に係る指名停止処分を受けていない者であること。
- (4) 法人税、法人事業税、消費税又は地方消費税の滞納がないこと。
- (5) 会社更生法に基づき更生手続き開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続き開始の申立てがなされている者（更生手続き開始又は再生手続き開始の決定後、知事の確

認を受けている者を除く。)でないこと。

(6) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。)若しくは暴力団員の統制下にある者でないこと。

(7) 共同企業体としての提案でないこと。

6 企画提案競技参加申請書の提出

(1) 提出書類

青森県内市町村学校統合型校務支援システム選定に係る企画提案競技に参加する者は、次の書類を各1部提出すること。

ア 企画提案競技参加申請書(第1号様式)

イ 申請者概要書(第2号様式)

ウ 申告書(第3号様式)

(2) 提出期限

令和6年12月19日(木)午後5時とすること。

(3) 提出先

学校デジタル化推進チームに電子メール又は郵送(書留郵便により提出期限必着)、又は持参すること。なお、持参する場合の受付時間は、土曜・日曜・祝日を除く、午前9時から午後5時までの間とする。

(4) 留意事項

- ・次の各号のいずれかに該当したときは、参加資格を喪失するものとする。
 - ①本手続において、提出した書類等に虚偽の記載をし、又はその他不正な行為をしたとき。
 - ②本手続の期間中に「5 参加資格」に掲げる要件に該当しなくなったとき。
- ・参加表明後に辞退する場合は、速やかに辞退届(様式任意)を提出すること。

7 参加資格審査

(1) 企画提案競技参加申請書の提出があった場合には、「5 参加資格」に定める参加資格の有無について審査する。

(2) 審査結果については、令和6年12月23日(月)頃に文書により通知する。

(3) 仕様書予備「青森県内市町村統合型校務支援システム選定企画提案競技審査基準」については、(1)の審査により参加資格が認められた者にのみ配布する。

8 企画提案書の提出

(1) 企画提案書等の仕様

仕様書等を確認し、別添「青森県内市町村統合型校務支援システム選定企画提案書作成要領」(以下「作成要領」という。)により作成すること。

(2) 提出時の添付書類

会社名、代表者名、担当者の所属、担当者名、電話番号及びメールアドレスを記載した送り状1通を添付することとする。

(3) 提出期限

令和7年1月20日（月）午後5時とする。

(4) 提出先

学校デジタル化推進チームに正本1部及び電子媒体としてCD-ROM等に格納し提出すること。提出は、郵送（書留郵便により提出期限必着）又は持参すること。なお、持参する場合の受付時間は、土曜・日曜・祝日を除く、午前9時から午後5時までの間とする。

9 企画提案の辞退

企画提案申請書提出後、企画提案を辞退する場合には、提案辞退届（第4号様式）を提出すること。

なお、提出期限は「8 企画提案書の提出」と同様とする。

10 企画提案に係る質問

- (1) 質問については、質問票（第5号様式）により、学校デジタル化推進チームへ電子メールにより提出すること。ただし、審査方法等に関する質問については、受け付けない。
- (2) 質問受付は、令和6年12月16日（月）午後5時までとする。
- (3) 質問に対する回答については、質問者及びその他全ての企画提案競技参加者に対して通知する。ただし、質問又は回答の内容が質問者の具体的な提案内容に密接に関わると判断したものについては、質問者へのみ回答する。

11 提案するシステムのデモサイト

- (1) 提案するシステムのデモサイトを用意すること。利用者は教職員として以下の機能を試用できること。
 - ・出席簿（生徒のダミーデータを準備すること。人数は任意とする。）
 - ・指導要録入力
 - ・成績入力
 - ・調査書入力
- (2) 教職員アカウントは50名分（同じアカウントで同時にログインしても問題がない場合はこの限りではない）とし、サイトのURLと併せて次のとおり電子メールで連絡すること。

（送付期限）令和7年1月20日（月）午後5時必着

（宛 先）学校デジタル化推進チーム

（E-mail）gakkyo_dx@pref.aomori.lg.jp

（件 名）「統合型校務支援システムデモサイト」
- (3) デモサイトの利用期間は令和7年1月22日（水）午前9時から2月4日（火）午後5時までとする。

12 企画提案競技審査

(1) 開催日（予定）

令和7年2月13日（木）

(2) 開催場所（予定）

青森県庁舎内

(3) 審査の方法

ア 企画提案競技では、プレゼンテーション及びヒアリングを実施する。

イ アにおける審査項目及び配点については、「統合型校務支援システム選定審査基準」に定める。

ウ 審査の結果、最も総得点の高かった提案者を本提案競技の最優秀提案者とする。次に総得点の高かった提案者を優秀提案者とする。

エ 審査結果については、全ての提案者に対して文書により通知する。

13 システム選定の決定

企画提案競技審査において最優秀提案者となった者をシステム選定候補者とし、企画提案書を参考に青森県GIGAスクール推進協議会と協議を行い、協議が整った場合システム選定の決定とする。

14 失格要件

次のいずれかに該当するときは、その者の提案は無効とする。

(1) 所定の日時及び場所に書類を提出しないとき

(2) 提案者が本企画提案競技に対して2以上の提案をしたとき

(3) 提案者が他人の提案の代理をしたとき

(4) 書類に重大な不備があった場合又は指示した事項に違反したとき

(5) 提案書類に虚偽の記載をしたとき

(6) 青森県職員又は各市町村職員及び本企画提案競技の関係者に対して、本企画提案競技に関わる不正な接触の事案が認められたとき

(7) 企画提案競技審査に関する不当な要求等を申し入れたとき

(8) 社会通念上、契約するにふさわしくないと考えられる事態が生じたとき

15 その他留意事項

(1) 本企画提案競技及び契約に使用する言語は日本語とし、通貨は日本国通貨とする。

(2) 提出期限後の問合せ及び書類の追加・修正には応じない。

(3) 提出書類の作成及び提出に要する費用は、全て提案者の負担とする。

(4) 提出書類は、返却しない。

(5) 企画提案書は、他の提案者に対して非公開とする。

(6) 提出書類を審査等で使用する場合、必要に応じて複製する場合がある。

(7) 提出書類に虚偽の記載をした場合においては、指名停止等の措置を行う場合がある。

16 スケジュール

| | |
|-------------------|--------------------------------|
| 令和6年12月16日(月)午後5時 | 質問書受付期限 |
| 12月19日(木)午後5時 | 企画提案競技参加申請書提出期限 |
| 令和7年1月20日(月)午後5時 | 企画提案書提出期限 |
| 1月22日(水)～2月4日(火) | デモサイトの利用期間 |
| 2月13日(木)(予定) | 企画提案競技審査 (プレゼンテーション及びヒアリング) |
| 2月18日(火)頃 | 結果通知 |

第1号様式

令和6年 月 日

青森県GIGAスクール推進協議会会長 殿
(青森県教育委員会教育長)

【申請者】

住 所 :

商号又は名称 :

代表者(代表構成員)職氏名 :

印

企画提案競技参加申請書

次の企画提案競技に参加したいので、関係書類を添えて申請します。

1 企画提案競技に付す業務

青森県内市町村統合型校務支援システム選定

2 添付書類

(1) 申請者概要書(第2号様式)

(2) 申告書(第3号様式)

【本件に係る連絡先】

所 属 :

担当者名 :

電 話 :

E-mail :

第2号様式

申請者概要書

1 申請者の状況（令和6年 月 日現在）

| | |
|--------|--|
| 商号又は名称 | |
| 住所 | |
| 代表者職氏名 | |
| 電話番号 | |

2 業務実績（2件まで）

統合型校務支援システム構築・運用業務①

| 業務名 | 発注者名 | 受注者名 | 受注期間 |
|------------------|------|------------|------|
| | | | |
| 業務内容（規模・難度・利用技術） | | 業務上の役割（責任） | |
| | | | |

統合型校務支援システム構築・運用業務②

| 業務名 | 発注者名 | 受注者名 | 受注期間 |
|------------------|------|------------|------|
| | | | |
| 業務内容（規模・難度・利用技術） | | 業務上の役割（責任） | |
| | | | |

【作成要領】

- ・平成31年4月以降に契約し、かつ1年以上の運用保守を行った実績を有するものであること。
- ・契約書の写し及び業務の完了を確認できる書類（履行が完了している場合のみ。）を添付すること。

申告書

青森県G I G Aスクール推進協議会会長 殿
(青 森 県 教 育 委 員 会 教 育 長)

住 所：
商号又は名称：
代表者職氏名：

青森県内市町村統合型校務支援システム選定企画提案競技への参加申請を行うに当たり、下記に相違ないことを申告します。

記

次の1から2に掲げる条件を全て満たしている。

- 1 (1) から (6) までに掲げる条件を全て満たしている。
 - (1) 日本国内に事業所を有する民間企業、NPO法人、一般社団・財団法人、公益社団・財団法人である。
 - (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定により、青森県における一般競争入札に参加できない者でない。
 - (3) 青森県発注の契約に係る指名停止処分を受けていない者である。
 - (4) 法人税、法人事業税、消費税又は地方消費税の滞納がない。
 - (5) 会社更生法に基づき更生手続き開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続き開始の申立てがなされている者(更生手続き開始又は再生手続き開始の決定後、知事の確認を受けている者を除く。)でない。
 - (6) 共同企業体ではない。
- 2 全ての構成員が次のいずれにも該当しない。
 - (1) 暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であると認められる者。
 - (2) 自己若しくは第三者の不正な利益を図り又は第三者に損害を与える目的で暴力団(暴力団による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)の威力を利用したと認められる者。

- (3) 暴力団の威力を利用する目的で金品その他財産上の利益の供与(以下「金品等の供与」という。)をし、又は暴力団の活動若しくは運営を支援する目的で相当の対価を得ない金品等の供与をしたと認められる者。
- (4) 正当な理由がある場合を除き、暴力団の活動を助長し又は暴力団の運営に資することとなることを知りながら金品等の供与をしたと認められる者。
- (5) 暴力団員と交際していると認められる者。
- (6) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用したと認められる者。
- (7) その者、その支配人その他経営に実質的に関与している者(その者が法人の場合にあっては、その役員、その支店又は契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者)が(1)から(6)までのいずれかに該当することを知りながら当該者とこの契約に係る下請契約、材料等の購入契約その他の契約を締結したと認められる者。

提案辞退届

青森県G I G Aスクール推進協議会会長 殿
(青森県教育委員会教育長)

住 所 :

商号又は名称 :

代表者職氏名 :

青森県内市町村統合型校務支援システム選定企画提案競技への参加申請書を提出しましたが、提案を辞退します。

(辞退理由)

青森県内市町村統合型校務支援システム選定に係る質問票

青森県教育庁学校教育課学校デジタル化推進チーム 宛

| | | |
|------|--------|--|
| 質問者 | 事業者名 | |
| | 担当者名 | |
| | 住所 | |
| | 電話 | |
| | E-mail | |
| 質問内容 | | |